

令和3年

三重県議会定例会会議録

(5 月 7 日)
(第 12 号)

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

第 12 号

○令和 3 年 5 月 7 日（金曜日）

議事日程（第12号）

令和 3 年 5 月 7 日（金） 午前10時開議

- 第 1 差別解消を目指す条例検討調査特別委員辞任の件
第 2 差別解消を目指す条例検討調査特別委員補充選任の件
第 3 議提議案第 5 号
〔提案説明〕
第 4 議案第86号
〔提案説明〕
第 5 議案第86号並びに議提議案第 5 号
〔質疑、委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 差別解消を目指す条例検討調査特別委員辞任の件
日程第 2 差別解消を目指す条例検討調査特別委員補充選任の件
日程第 3 議提議案第 5 号
日程第 4 議案第86号
日程第 5 議案第86号並びに議提議案第 5 号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 50名

1 番 川 口 円

2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博
9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正
18	番	野村	保夫
19	番	山内	道明
20	番	山本	里香
21	番	稻森	稔尚
22	番	濱井	初男
23	番	森野	真治
24	番	津村	衛
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	稻垣	昭義
28	番	石田	成生
29	番	小林	正人

30	番	服部	富男
31	番	村林	聡
32	番	谷川	孝栄
33	番	東	豊
34	番	長田	隆尚
35	番	奥野	英介
36	番	今井	智広
37	番	北川	裕之
38	番	日沖	正信
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	中村	進一
43	番	津田	健児
44	番	中嶋	年規
45	番	青木	謙順
46	番	中森	博文
47	番	前野	和美
48	番	山本	教和
49	番	西場	信行
50	番	中川	正美
51	番	舘	直人
(42)	番	欠	(番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂三雅人
書記(事務局次長)	畑中一宝
書記(議事課長)	前川幸則
書記(企画法務課長)	小野明子

書 記（議事課課長補佐兼班長）	佐 竹 宴
書 記（議事課班長）	平 井 利 幸
書 記（議事課主査）	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保険部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵 里 子
環境生活部長	岡 村 順 子
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
医療保健部理事	中 尾 洋 一
選挙管理委員会委員長	高 木 久 代

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） 本日は休会の日ではありますが、議事の都合により、会議規則第6条第4項の規定に基づき、特に会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第86号並びに議提議案第5号が提出されましたので、さきに配付いた

しました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告2件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

提出議案件名

議案第86号 令和3年度三重県一般会計補正予算(第1号)

議提議案第5号 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第5号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和3年4月28日

提出者	津	村	衛
	稲	垣	昭
	小	林	正
	村	林	聡
	三	谷	哲
	津	田	健
			児

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(定数)			(定数)		
第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、三重県議会の議員の定数は、48人とする。 （選挙区及び各選挙区の議員の数）			第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、三重県議会の議員の定数は、51人とする。 （選挙区及び各選挙区の議員の数）		
第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条の規定により、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。			第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条の規定により、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。		
選挙区		選挙すべき議員の数	選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域		名称	区域	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
伊勢市・鳥羽市選挙区	伊勢市 鳥羽市	四人	伊勢市選挙区	伊勢市	四人
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
東紀州選挙区	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡	三人	尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市 北牟婁郡	二人
亀山市選挙区	亀山市	一人	亀山市選挙区	亀山市	一人
			鳥羽市選挙区	鳥羽市	一人
			熊野市・南牟婁郡選挙区	熊野市 南牟婁郡	二人
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
伊賀市選挙区	伊賀市	二人	伊賀市選挙区	伊賀市	三人
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

選挙区及び定数に関する在り方調査会の報告書等を踏まえ、地域間の均衡を考慮しつつ、県内の各選挙区間における一票の格差の是正等を図るため、所要の整備を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

差別解消を目指す条例検討調査特別委員の辞任

〔6番 小林貴虎議員離席・退場〕

○議長（日沖正信） 日程第1、差別解消を目指す条例検討調査特別委員辞任の件を議題といたします。

小林貴虎議員から、差別解消を目指す条例検討調査特別委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

委員会条例第10条第1項の規定により、小林貴虎議員の差別解消を目指す条例検討調査特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。

よって、小林貴虎議員の差別解消を目指す条例検討調査特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔6番 小林貴虎議員入場・着席〕

差別解消を目指す条例検討調査特別委員補充選任

○議長（日沖正信） 日程第2、差別解消を目指す条例検討調査特別委員補充選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第6条第1項の規定により、議長から石田成生議員を差別解消を目指す条例検討調査特別委員に指名いたしたいと存じ

ますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、議長指名のとおり決定いたしました。

議 提 議 案 の 上 程

○議長（日沖正信） 日程第3、議提議案第5号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（日沖正信） 提出者の説明を求めます。27番 稲垣昭義議員。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） おはようございます。

ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明を申し上げます。

議提議案第5号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案は、選挙区及び定数に関する在り方調査会の報告書等を踏まえ、地域間の均衡を考慮しつつ、県内の各選挙区間における1票の格差の是正等を図るため、所要の整備を行うものであります。

三重県議会の議員の定数や選挙区の在り方等については、議会で様々な議論が行われてきたところですが、この間も南部地域を中心に人口減少が続き、令和5年4月に予定されている次の一般選挙では、1票の格差は前回選挙の最大2.93倍から、3.28倍に拡大することが見込まれています。

三重県議会基本条例では、議会は議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう、不断の見直しを行うものとする規定されています。

こうした規定を踏まえ、令和元年6月に、外部の学識経験者等で構成する選挙区及び定数に関する在り方調査会を設置し、約1年間にわたる調査・検討の後、令和2年10月に報告書が提出されました。

その後開催された代表者会議では、報告書を踏まえ、正副議長において案を作成し、これを基に議会全体で検討を進めていくことが決定されたことから、各党派からの意見聴取を行い、令和3年3月22日の代表者会議で正副議長案が提示され、パブリックコメントを実施した後、4月20日には全員協議会を開催して、総定数や選挙区割り及び選挙区ごとの定数等について、活発な御議論をいただいたところです。

今般提出した条例案は、こうして積み重ねられてきた三重県議会での調査や議論を踏まえて提出するものです。

その改正内容について説明いたします。

総定数については、今回は、調査会の報告書やこれまでの議論の経緯により人口比を基にしています。現在の総定数51人で、最初に選挙を実施した平成15年4月に基礎となった三重県の人口（平成12年国勢調査）と、令和2年9月の月別人口調査による三重県の人口（次期選挙における総定数の基礎となる令和2年の国勢調査の近似値）の間の減少率により算出し、総定数を51から3人削減し48人としています。

総定数を48人とした場合に公職選挙法上の強制合区になることが見込まれる鳥羽市選挙区については、生活圈等を総合的に勘案し、志摩市選挙区よりもつながりが強いと考えられる伊勢市選挙区をその合区先とし、定数4人の伊勢市・鳥羽市選挙区としています。

調査会の報告書によると、1票の格差は地域間の均衡に係る特別の事情があるときでも、最大3倍未満にすることとされています。

1票の格差が、亀山市選挙区との間で県内最大の3.28倍になると見込まれている尾鷲市・北牟婁郡選挙区、それに次ぐ2.92倍と見込まれる熊野市・南牟婁郡選挙区については、東紀州地域と称され、地理的条件が共通しており、過疎、高齢化の進行や著しい人口の減少に伴う多くの課題を共有しています。

また、県においても、東紀州地域を一体の広域圏として施策を講じることも多いことから、1票の格差を是正するため、両選挙区を合区し、東紀州選挙区とし、その定数を3人としています。このことにより、次期選挙における1票の格差は最大で2.41倍まで縮小するものと推計されます。

伊賀市選挙区については、公職選挙法第15条第8項で規定する特別の事情は認められなかったことから、人口比例の原則どおり人口割実定数の2人を定数としています。

なお、この条例案は、次の三重県議会議員一般選挙から施行するものです。

今回の条例案では、逆転現象等の課題の残る亀山市選挙区の定数については、増員することなく据え置くこととしています。これまで、三重県議会において定数及び選挙区をめぐる諸課題について定数増という手法により解決していく議論を十分尽くしてきたとは言えないことから、今後、定数及び選挙区の見直しを議論する際には、定数減のみではなく、定数増と組み合わせた手法についても十分検討すべきであります。

これまで積み重ねてきた三重県議会での議論に一定の結論を導き出し、来るべき次期選挙に向けて、地域間の均衡を考慮しつつ、県内の各選挙区間における1票の格差の是正等を図るため、本条例案を提案いたします。

以上が本条例案の提案説明であります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で提出者の説明を終わります。

議 案 の 上 程

○議長（日沖正信） 日程第4、議案第86号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（日沖正信） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第3波による厳しい冬を乗り越え、本県においては、3月22日には、新規感染者の公表数がゼロになるなど、感染状況は落ち着きを見せていました。

しかしながら、卒業や転勤のシーズンを迎え、人々の移動や交流が活発になる中、4月以降、感染者数が高い水準で推移するとともに、変異株の流行や重症者数の増加など、これまでとは異なる局面を迎えたため、最大級の警戒感をもって感染防止対策に取り組むべく、4月19日に三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言を発出しました。

4月21日以降、1日当たりの新規感染者数は、度々過去最多を更新し、重症者用病床占有率が一時30%を超えるなど、感染状況の悪化が続き、一般の医療にも影響が及びつつある極めて危機的な状況となっていたことから、飲食店への営業時間の短縮要請を含め、実質的にまん延防止等重点措置の内容となる県独自の対策をオール三重で総力を挙げて講じ、速やかに効果を発現させるよう、4月26日に三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言を抜本的に強化したところであります。

また、4月25日に開催した三重県まん延防止等重点措置対策検討会議における有識者の意見を踏まえ、感染者の増加が著しい四日市市をはじめとする地域におけるまん延防止等重点措置の適用について、隣接する岐阜県と緊密に連携し、4月28日に政府に対し正式に要請を行うとともに、県独自の緊急警戒宣言による対策の効果を見極めながら、継続的に国との協議を行ってきました。

5月の大型連休中においても、県内の新規感染者数は減少したものの、確保病床及び重症者用病床の占有率は高い水準で推移しており、引き続き予断を許さない状況が続いています。

さらなる病床及び宿泊療養施設の確保やワクチン接種体制の整備など医療提供体制を確保し、関係団体、国や市町、近隣県などと緊密に連携を取りながら、迅速に必要な対策を講じることにより、この難局を乗り越えていきた

いと考えています。

令和元年及び令和2年の県内における豚熱の発生を受け、県では豚熱の未然防止に向けた、飼養衛生管理基準の遵守徹底や防護柵の設置、ワクチン接種、野生イノシシの調査捕獲など、様々な対策に全力を挙げて取り組んできたところですが、4月14日、津市内の養豚農場において本県で3例目となる豚熱が発生しました。

感染拡大の防止と早期収束を図るため、自衛隊、国、津市、建設業協会、J A、交通事業者などの皆様の協力を得ながら、9日間延べ4198人の体制で、当初予定よりも7日間前倒しして、4月23日に全ての防疫措置を迅速かつ的確に完了しました。

多くの方々に多大なる御支援、御協力いただきましたことを改めて深く感謝申し上げます。

今後も県として、発生農家が前を向いて新たな一步を踏み出せるようしっかりとサポートしていくとともに、県内養豚農家の不安感や危機感にしっかりと寄り添い、次なる感染を全力で阻止するため、これまでの感染防止対策に加え、離乳豚のさらなる感染リスクの低減、野生イノシシや小動物の侵入防止対策の強化などに取り組んでいきます。

それでは、ただいま上程されました補正予算1件について、その概要を説明いたします。

議案第86号の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対して最大級の警戒が必要な状況の中、医療提供体制のさらなる整備とともに、飲食店や事業者等における対策等の強化に加えて、本年4月に県内で発生した豚熱に係る防疫措置等に対して緊急に必要な経費として、一般会計で110億2991万3000円を増額するものです。

歳入では、国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で53億3154万8000円。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で17億4917万4000円。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で29億1840万1000円をそれぞれ増額するなど、合わせて107億1234万8000円を増額

しています。

繰入金について、財政調整のための基金で3億1156万5000円。地域医療介護総合確保基金で600万円を増額しています。

次に、歳出のうち、主なものを説明します。

県民の皆様の命を守るため、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用し、さらなる空床確保や院内感染に配慮した個室化のための改築、人工呼吸器等の設備整備等に要する経費として、19億899万4000円を増額しています。

感染拡大に伴う患者等への検査の急増や、今後想定される社会的検査を迅速かつ円滑に行えるよう、抗原定量検査機器等の購入など検査体制の強化に要する経費として2000万円を計上しています。

迅速かつ円滑にワクチンを接種できるよう、医療機関と連携して受診体制の整備を進めるとともに、県民の皆様が安心してワクチンを接種できるよう、相談窓口を設置するための経費として、1億2662万6000円を増額しています。

さらなる感染拡大を防止するため、接待を伴う飲食店やカラオケ店等への見回りを緊急的に実施するとともに、県内飲食店等を安心して利用できる環境づくりを進め、経済の再生につなげる認証制度を創設する経費として、合わせて1億2355万3000円を計上しています。

中小企業・小規模企業が効果的な感染防止対策を講じられるよう、感染防止の専門家を派遣するとともに、さらなる感染防止対策に必要な物品等の購入を支援するため2億3857万8000円を計上しています。

県が独自に行う県全域を対象とした営業時間の短縮要請について、全面的に協力いただける飲食店に対して協力金を支給するため45億3915万6000円を計上しています。

中小企業・小規模企業が第4波を乗り越えて、事業継続や業態転換を図るための取組を支援するため、3億1436万4000円を計上しています。

休業等を理由に一時的な資金が必要な方への緊急の貸付けや、失業や収入減少等による生活の立て直しのための貸付けについて特例貸付の申請期間が

延長されたことに伴い、貸付原資等を追加補助するため、29億1840万1000円を増額しています。

コロナ禍における偏見や差別、誹謗中傷等に苦しむ県民の皆様の不安解消につなげるため、ラジオ等を活用し、コロナ禍における人権問題の分かりやすい啓発とともに、人権相談窓口の利用の呼びかけに要する経費として、458万8000円を増額しています。

本年4月に県内で発生した豚熱に対して、発生農場における殺処分などの防疫措置に要する経費及び豚熱等の家畜伝染病のさらなる発生に備えて、防疫措置等を迅速かつ確実に実施するために必要な経費として、5億7741万円を増額しています。

あわせて、発生農場における飼養衛生管理の強化に必要な設備等の導入支援とともに、県内の養豚農場周辺での野生動物の監視等を通じた侵入防止対策や農場内における豚熱感染防止対策の強化への支援を行うため、8888万円を計上しています。

今後も緊急度に応じて、適時適切に対策を追加する予定ですので、御理解・御協力をお願いいたします。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で提出者の説明を終わります。

休 憩

○議長（日沖正信） 全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午後4時21分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会 議 時 間 の 延 長

○議長（日沖正信） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めました。

休 憩

○議長（日沖正信） ここで暫時休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後5時15分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

○議長（日沖正信） 日程第5、議案第86号並びに議提議案第5号を一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。19番 山内道明議員。

〔19番 山内道明議員登壇・拍手〕

○19番（山内道明） お疲れさまです。議長のお許しをいただきましたので、議案質疑をさせていただきます。

公明党四日市市選出の山内道明です。よろしくお願ひいたします。

私のほうは、議案第86号、令和3年度三重県一般会計補正予算で、新型コロナウイルス感染症対策におきまして、二つの事業について、主に、端的に聞かせていただきたいというふうに思っております。

まず初めに、日々の新型コロナウイルス感染症防止対策に御尽力いただいております知事をはじめとする三重県職員の皆様の御尽力に本当に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、私のほうは、検査体制のさらなる充実という部分で、特に社会的検査というところについてお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

蔓延防止のところで、検査体制強化をうたわれておりまして、集団感染時のリスクが高い高齢者施設や医療機関等の従事者を対象とした社会的検査を新たに実施していくというふうにあります。

こちらにつきましての考え方とか、今後の見通し、想定について、お聞かせいただきたいと思っております。

先ほどの全員協議会の議員からの質疑に対しまして、健康福祉部理事からは、この医療機関等におきましては障がい者施設も含まれるというお話をいただきました。さらには、私のほう、従事者とされておりますけれども、入所施設の入所者であったり、利用者、そういったところも視野に入ってくるのかという部分を特にお聞かせいただきたいと思っています。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） それでは、社会的検査の対象者も含めての考え方をお答えさせていただきます。

社会的検査の施設につきましては、高齢者施設、医療施設、それから障がい者施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐものでございまして、今までの事例で、拡大事例におきましては、施設の従事者をはじめ、その出入りする関係者によって、施設内へウイルスの持込みに端を発するケースが多いというふうと考えられることから、まずは、感染が拡大する時期におけるそういった施設の従事者を優先的に検査対象にするということをまず一義的に考えております。

議員がおっしゃるように入所者やその他の利用者等を対象に含めるかにつきましては、感染者の早期発見により感染拡大リスクの芽を摘むという社会

的検査の意義もございますので、現在そういった部分も含めて、鋭意、早急に検討を進めているところでございます。

以上でございます。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） ありがとうございます。

今後、しっかり検討いただくという御答弁をいただいたというふうに思っております。

今回、この質疑させていただきましたのは、特に4月、四日市市の障がい児、障がい者の入所施設でクラスターが発生をしたという事案がございました。施設名も公表されておりましたが、そちらからの声をいただいております。現場では、利用者も含めて大変に御苦労されたというふうに思っておりますし、現在も御苦労されているかというふうに思っております。

特にいただいた部分で、やはり障がいを理由に、利用者で自覚症状を訴えることが困難である方もいらっしゃる。もしくは、意思表示をすることが非常に苦手で、周囲の方にお伝えをすることが困難であると。そういった状況の方に対して、施設を運営していく上で非常に苦慮されたという部分と現状の検査基準ではなかなか対応し切れない部分がありまして、今後、柔軟な検査体制をぜひ期待したいと、そういったお声をいただきましたので質問させていただきました。

社会的検査という部分で、しっかりと充実していくというところと、現状の検査体制の中で柔軟に行っていただく、双方向のやり方があるというふうに思いますが、非常に重要な視点だというふうに思いましたので、質疑させていただきました。

今後、ぜひこういった社会的福祉施設、しっかりと安心して運営できるような検査体制を、社会的検査という部分でしっかりと充実を期待したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは二つ目に行かせていただきたいと思いますと思っております。

営業時間の短縮要請に全面的に御協力をいただいた事業者の皆様への協力

金の支給についてです。いわゆる時短要請協力金についてであります。

これとは別途、飲食店等の安心利用のための認証制度の創設を今回はやっていただくということで、非常に重要な取組だと思っています。

お店の側とお客さんの側の信頼関係をしっかりと構築した上で、安心して利用していただくというところで非常に重要であると思っています。その上でなんですけれども、もう一つ、今回、お話しさせていただきたいのが、国でも持続化給付金の部分で、いわゆる不正受給というものが発生をしまして、非常に残念な事案でありますけれども、こういった不正受給、不正防止の観点というの、今後非常に重要であると思っています。そういった部分への取組、考え方について教えていただきたいというふうに思っております。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 時短要請協力金の適切な支給に向けての取組についてお答え申し上げます。

時短要請に伴う協力金につきましては、まずは事業者の皆様へに制度内容をしっかりと御理解いただくことが大切であると認識しております。

そこで、対象となる店舗への周知につきましては、県のホームページをはじめ、市町、商工団体、業界団体と連携いたしまして、きめ細かく御案内を行ってまいります。

また、4月26日の制度発表と同時にコールセンターを立ち上げたところ、事業者の皆様から、5月5日までに1290件のお問合せをいただくなど、丁寧な対応に努めておるところでございます。

加えまして、今回の時短要請におきましては、要請への対応状況を確認するため、店舗の見回りを実施しております。4月28日から5月11日までに、県内飲食店約9000店を見回ることとしておりまして、5月5日までに約6600店舗の見回りが完了いたしました。このうち、約98.6%の店舗で時短営業に御協力いただいていることを確認してまいります。

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けまして、時短営業に全

面的に御協力いただきました事業者の皆様へ、確実かつ早急に協力金をお支払いできるよう対策を講じてまいりたいと考えております。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） ありがとうございます。

5月5日までに6600店舗ですか、非常にたくさんの見回り、現地調査を行っていただいたと伺っております。これは、県職員で行っていただいていると伺っておりますので、本当にありがとうございます。

非常に重要な取組であるというふうに思いますし、国からもこういった見回りをやっていこうということでお話が来ていると伺っておりまして、不正防止の観点もあるのかなと思っております。

絶対にあっていたきたくない事案なんですけれども、国でもいろんなところで、誤って受給申請をしてしまうと、そういったケースもあろうかと思っておりますので、やはり制度の周知を丁寧にやっていただくということが、非常に大事なんだろうというふうに思っております。

現地調査とか見回りで、様々な具体的な事例、いろんな事案が判明というか、分かってきた経験則の分もあろうかと思っております。ホームページを見せていただくと、Q&Aも載っていただいて、きちんと丁寧にオープンにされていると思いますが、そういった新しい情報も、Q&Aでぜひ更新をして載せていただきながら、周知のほうも図っていただけたらと思っております。

私も様々お声をいただいております、協力金を頂いたということは、時短要請に応じて協力いただいたということで、大変感謝しなきゃいけないところなんです、残念ながら、日頃の店舗の営業時間等、日中の営業を中心にされている店舗においては、今回の協力金の対象にならないといったお店もたくさんありまして、そういったお店の方からいろんなお声をいただくわけなんです、そのお客さんは、いろんなお店を行かれまして、お客さんを介して、いろんな店の情報が共有されているという現状があるそうです。

いわゆる、あそこのお店は協力金の申請をした、ここのお店はしていないとか、そういった情報が共有されていく中で、当然、お店同士ですので、ど

んな形態で営業されているかというのは、よくよく知っていただいている中で、やはりいろんな話を聞いていると、大丈夫かなというような情報がやっぱり耳に入ってきていると、そういった情報もいただいております。

この協力金を頂いていない店舗におきましても、しっかりと新型コロナウイルス感染症対策を行っていただいて、感染防止に協力をいただいているのは間違いありませんので、そういった皆さん、正直に営業しているところが、お店が不平等感を感じることをないように、丁寧にこの協力金の申請手続の段階から申請まで、しっかりと丁寧に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、昨年この時期に同様の協力金を支給いただいておりますので、この店に対しては、公表も後にされていると伺いました。そういった公表という部分も、不正防止に一定の効果もあったとお聞きしておりますので、そういったことも少し視野に入れながら、丁寧に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） お許しをいただきましたので、議提議案5号、議員定数と選挙区について、この場所から提案者に質問をさせていただきたいと思っております。

二つと二つに分けて質問をさせていただきます。

以前に、議長、副議長案として提案されましたときにもお伺いしたわけですが、そのときに明確なお答えがいただけず、今回、有志の方の提案ということの中で、お答えをいただきたいと思います。

私としては、調査会、検討会等の1票の格差を目指してということや1人区の解消、それから逆転現象の解消という提案や報告されたことに関して、これを総合的に実現していくために何とかしなければならないというふうを考えております。そして、1人区の解消ということが合区という形や、四日

市市選挙区、鈴鹿市選挙区、津市選挙区が減じられているものを加配するという形の二つの方法で行われるという案なわけですが、強制合区という縛りの問題と、それから任意合区という考え方がありますが、この合区と加配の分岐点、今回提案されています中で、その考え方の違いを一つお聞きしたいと思います。

二つ目は、1票の格差ということの是正であります。

報告にありますのも、2倍までだけでも、のびきならない場合は3倍というような形が報告をされております。

この1票の格差とよく言いますが、この実態は選挙する選挙民の方から見たらどんなことかというふうに考えますと、当落のその数が、例えば先ほど投票率の問題もあって、都市部の四日市市のことも言っていただきましたが、大変投票率が低いところと投票率が高いところとありますけれども、投票率が低い四日市市であったとしても、この今まで格差が2倍以上あるということは、倍数の得票で、当落の違いが出てくるということです、倍数の。3倍ということに近づけば近づくほど、投票率が同じであれば3倍ぐらいのことも出てくるということも予測されるわけですが、この1票の格差、票数が当落のところで、倍数も出てくるというこの現実、この案でも、新しい案でも、解消されないのではないかと思います、このことについてどうお考えかということ、まず二つお聞きしたいと思います。

[40番 三谷哲央議員登壇]

○40番（三谷哲央） 山本里香議員の御質疑に御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、合区と加配の考え方ということですが、議会は、今日も議案聴取会の中にもありましたが、合議制の機関です。知事は独任制。

要は、どちらがより民意を代表しているかということの競争になってくるんです。

今、早稲田大学の名誉教授をしておる元知事の北川正恭さんの言葉を借りれば、知事、執行部と議会というのは、善政の競争をしているんだ。つまり、

よりどちらが民意を代表するんだということの競争をしているということになります。そういう意味では、三重県議会、50人の定数ですが、ある意味、それぞれの選挙区も違いますし、それから寄って立つところも違う。50とおりの議論があります。そういう50人のそれぞれの御意見をしっかりと議会の中で練り合わせて、そして、一つの議会意思に集結していく、それこそが、民意を代表する議会のあるべき姿だと思っております、そのためには、その前提として、多様な民意が的確に議会議論の中に反映できる、そういう仕組みづくりをしていかなければいけない。

そのためには、それぞれの選挙区で、できれば複数の議員が出てきて、51%の民意が49%の民意を切り捨てることのないような、そういう仕組みが大事だと思っております、その意味では合区も許されてくるのではないかなと思っております。

そして、また同時に、加配ですが、今日はこれも議論がありました。やはり県の南部に対して、ここには県政の重要課題、重要な問題というのが山積しています。これに対して、議会がどう対応していくのか、これこそがまさに今問われている大きな課題の一つだと思います。ここに、少しでも、その地域の声を代表する方々を、これ議会の場に来ていただいて、お声を聞かせていただく、南部の方々の民意を議会議論の中に反映できる、そういう仕組みも併せて要求されるのではないかなと思っております、そのことで、合区、加配、そういうことを考えた上で、今回の案をつくらせていただいたということでございます。

それから、1票の格差ですが、これはもうおっしゃるとおり法律に基づいて、できれば人口比、きちっとやっていくというのが原則ではありますが、先ほど申し上げましたような加配の部分もこれあり、そういう中で、議会がある程度の三重県議会基本条例第15条、第8条のただし書を使いながら、適格な議会の議会として、県政の課題を議会の中でしっかり議論ができる、そういう体制づくりをしていく、そういう意味での1票の格差、3倍以内、ぎりぎり許されるところではないかなと思っておりますのでございまして、ぜ

ひ御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

[20番 山本里香議員登壇]

○20番(山本里香) 理論的に、おっしゃっていることは私もそのとおりだと思っています。

その中で、今、1人区の解消を大切なことだな、多角的な議会であることは大切だということで、1人区の解消をするために合区と加配とその二つの方法があるという中で、それを選ぶのに南の地域ではということで加配。でも、そのバランスと言いますか、そのこと自体が、南部だから合区で、それ以外のところでも加配でというその混在しているというのが方針として、合区で行くなら合区、加配で行くなら加配と合区というのは大変難しい問題もあると思いますが、そこのところが二つのことが併存するので、なかなか全体の理解というか大きな理解が得られていかないんじゃないかなというふうに思っています。

そういうようなことが、やはりこの案の中で、問題意識に、問題となっているんじゃないかなというふうに思っていますので、そこのところ、どうしても気になります。

1票の格差については、もちろんこれも一番の目的は、1票の格差を是正する、どうやって是正するのかというのがあって、これは55人から51人になったときからのずーっと長い過程の中でそれこそ、これまで長く論議をされてきたと、皆さんが言われるのは、本当にこれまで、55人からのときからを思えば、長く論議されてきたことです。つまり1人、2人、1人と減らしたときから見れば、長く論議をしてきて、そして今回、今、最終時点でばたばたと、この最後を決めていく。今から何か月も延ばせということではないですけども、最後のところで急すぎるんじゃないかなというふうに私は思っていますが、これまで長く論議、そして今ということを考えてどう思ってみえるのか。

そして最後、この改正については不断の見直しをいつもしていくということが言われていますけれども、もう先を見越して、どういう方針でいくかと

いうことを考えないと、毎回、毎回、つまずき、つまずき、つまずきということになっていくのではないかというふうに思います。

今回、提案されたのは、どの辺りをめどにしてと言いますか、この今の案でどのぐらいをめどにして、これを利用していこうというふうに思ってみるかお伺いしたいと思います。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） 山本議員のほうから、長く議論をしてきたということの御理解と、それから、なぜ今かということに若干の思いがあると、今、お話にありました。

確かに、先ほどの議案聴取会でも議論がありましたけれども、これまでの経緯は、皆さんずっと御理解いただくものの、何時間やればいいのかとか、そういう問題ではないというのは私も申し上げてきたところでありますが、経緯からいきますと、中嶋議長の下で、やっぱり外部の方も入れて、調査会を立ち上げて、そして1年間以上しっかり議論もいただいたと。そして、その中で最終報告書を提出いただいたということでありますので、その最終報告書の扱いを、我々として、正副議長案を出していただくということを第1会議で決めたという流れがあります。その中で、正副議長が取りまとめていただいた案に対して、この全員協議会でも議論もありましたし、パブリックコメントでもたくさん御意見もいただきました。それを含めて、我々も当然、それぞれの御意見があります。ですので、考えはいろいろありますけれども、正副議長が取りまとめていただいたこの案が、最も合意形成を図るのに一番ふさわしい案だということを感じましたので、今回、提案をさせていただいておるということですので、急にこの案をつくったわけでもございませんし、これまでの議論の経過の中で出てきたということであるかなということを思っています。

先を見越してというお話もございましたが、これが何年先かというところまで我々がどうこういうことではございませんけれども、私は今日の提案説明の中で、課題も残ったということも申し上げさせていただきました。です

ので、この亀山市選挙区についても、例えば増で対応するのかどうかということには、議論がまだ尽くされていないので、次回への課題だということをお願いさせていただきましたが、そして、また逆転現象についても、報告書の中には、1人区の逆転現象を解消するようというふうにありますけれども、全て解消されたわけではありません。ですもので、不断の見直しをしていく中で、この議論を継続していただきたいというふうに思っております。ただ、そうは言っても、すぐに、例えば1票の格差が、またすぐに3倍を超えるとか、そういうことでは困る、駄目だというふうに思っていますので、今回の改正案でいきますと1票の格差の見込みが、2.41倍まで行くということですので、しばらくの間、十分対応できる提案になっているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香）　ここまで長く論議をしてきた、だからこそ最後、ある程度きれいにというか、きちんとすることが、今までの長い論議を大切にすることだと思っておりますので、これを何か月も延ばせということではなくて、今、先ほどの議案聴取会でも紛糾しておりましたけれども、もう少し、このところを全体で論議ができて話ができるように、いいものをすり合わせできるようにということ私は願っています。ここは質疑の場所ですので、その程度にとどめておきます。

見通してというのはなかなか難しいことですが、それこそ、すぐにまたすぐに、またというようなことじゃなくて、三重県議会としての方針というのがやっぱり本来は必要なんじゃないかなと思います。報告書に基づいてと、もちろん、皆、報告書に基づいてということは共通理解をしていると思うんですが、その報告書をどうやって読み取るかが違っているんで、意見が分かれているところだと思います。私も報告書は重要視したいと、それを尊重したいと思っております。

四日市市選挙区、鈴鹿市選挙区、そして津市選挙区が1人、2人、1人と、

これを減じるということについてはもう過去に決められたことですので、これを増やすということの論議はここではしませんけれども、その部分で、地域性もそこで差がついているわけですので、それを加配することで、また1票の格差を広げるというのが、数字的にはそういう現実になっていると思います。

このところで、やはり少し気になるところだということをお願いして、終わりたいと思います。

1票の格差を変え、1人区を解消するためにやる方法は、合区についてはいろいろ問題点、大変御心配されている向きもありますけれども、合区という考え方も大きく、これから考えていかなければならない時期になっているというふうに申し上げて、質疑を終わります。(拍手)

〔「議長、議長、議事進行。」の声あり〕

○議長(日沖正信) 21番 稲森稔尚議員。

○21番(稲森稔尚) 議事進行。議事進行。

小さいことなんですけど、提案者の方、前、行っていただいたら駄目なんですか。質問時間も限られていますし、誰に向かって質問したらいいのか。

休 憩

○議長(日沖正信) 暫時休憩いたします。

午後5時41分休憩

午後5時42分開議

開 議

○議長(日沖正信) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまから、提出者の方々に前へ出ていただいて、前の席から答弁いただくということよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 異議なしと認めます。

それでは、今後そのようにさせていただきます。

前のほう、よろしく願いいたします。

〔議提議案提出者参与席から移動〕

○議長（日沖正信） では、21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） いろいろ御配慮いただきまして、ありがとうございます。

伊賀市選出、草の根運動いがの稲盛稔尚です。

まず、議提議案についてお伺いをしたいと思います。

パブリックコメントをじっくり拝見させていただきました。その中に、このような御意見があります。

伊賀市選挙区の削減に反対する一部県議が、今回の伊賀市選挙区削減案は、政治的思惑のために動いたとSNS上で堂々と表明しており言語道断である。このような卑劣な削減案には到底納得し得ない。先進的議会であると言われる三重県議会が一部自治体選出の議員を追い落とすために、恣意的に選挙区をいじろうとしている。断固として拒否する。一部会派が伊賀市選挙区の1人削減を重要視すると発言しており、一部県議会議員の議席を揺るがすことに執着しているとしか思えない発言である。このような政治的な抗争に使われている今回の削減案に強く抗議をするという、そういう内容になっています。

前の全員協議会で、今井議員からも御発言がありまして、議会事務局でも調査をしていただいたというふうに伺っておりますが、自由民主党県議団の議員のSNSを教えていただいたんですが、我が会派は、もともと合区にせず、東紀州地域各選挙区1人、1人の2人減だったんです。でも、新政みえが合区の1減にこだわったと聞いています。我々としては、彼らが主張していた亀山市選挙区1人増を拒絶し、かつ伊賀市選挙区1人減をより重要視するということから、現行案で妥協せざるを得なかったという決着点です。

このようなやり取り、取引というのはあったのでしょうか。

[43番 津田健児議員登壇]

○43番（津田健児） 前の全員協議会のときにも、SNSを挙げられて、それは裏取引ではないかという御指摘をいただきました。

我々はそのようなことは一切考えておりません。

稲森議員が言われる取引だとか、裏取引でございますけれども、本来そのクローズの場だとかアンダーグラウンドの場で決めることを意味するものと私は思っております。

我々は、自由民主党県議団はヒアリングというオープンの中で、東紀州地域については、合区をせずそれぞれ1人区にすること、これはもうオープンの中で人口比例に基づいて、伊賀市選挙区については1人減をすることを主張しております。亀山市選挙区の1増については、自由民主党県議団の案には存在しません。

また、新政みえが亀山市選挙区を1人増したいという考えは、これもオープンの中であるヒアリングの場で言及されています。自由民主党県議団は、全員が強く反対していることを陰ひなたなく、裏でということではなくて、陰ひなたなく公表しておりますし、議論をしておりますので、よって、誰もが閲覧できるSNSで広く公表している内容を指して、それを取引だとか裏取引という指摘は当たらないというふうに考えております。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） これが、自民党、新政みえ案だったら、僕は何か取引とかそういうふうに思わないですけども、これが正副議長案として形づけられて提案されてきたから問題だと言っているんです。

それぞれのオープンの中で議論してきた段においては、それぞれの会派がいろんな意見をもちろん出し合いましたけれども、その後こういうような妥協点を見いだして、決着点を見いだして特定の会派だけが集まって、このような決着点、決着点と書いてあるんですよ、決着点を見いだしたのかどうか、その辺をお答えいただけます。

[43番 津田健児議員登壇]

○43番（津田健児） お答えします。

稲森議員は、これが正副議長案、新政みえとの間ならいいけれども、正副議長案だったものでけしからんという言葉ですけれども、我々はそういうふうに考えておりません。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） 蚊帳の外にいる私をはじめ、少数会派の議員が勝手に妄想して言っているのではなく、中にいて、大会派に所属をされていて、今回の正副議長案と整合性の取れた発言をされている非常に信憑性が高い内容だというふうに思いますし、県民の方からもそういう声があって、こんなことが、その県民の方から言わせれば裏取引と見られても、私は仕方ないと思いますけれども、こういう経緯の中で、今回の選挙区の見直しがごそごそと決まってしまったというのは多くの県民に対して、東紀州地域の皆さんや伊賀市の皆さんに対して、極めて不誠実だと思いますが、いかがでしょうか。

[43番 津田健児議員登壇]

○43番（津田健児） 何回も言いますけれども、東紀州地域、本来であれば合区をせずに維持していきたいということを、我々ヒアリングの場で表でオープンで主張しております。

伊賀市選挙区については、1人減したいということをオープンの中で言っています。それで、亀山市選挙区については、我々の案には載っていません。新政みえは強く主張しています。これはオープンの中で議論したことなので、それをSNSに載ったからといって、裏取引だということは全く当たらないというふうに考えております。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） じゃ、ここに書いてある内容というのは認められるんですね。

[43番 津田健児議員登壇]

○43番（津田健児）　そういう議論がオープンのものであったということは事実でございます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚）　どういうふうにそこをすり合わせたんですか。その作業が問題だと、そのプロセスが問題だと言っているんです。

〔43番 津田健児議員登壇〕

○43番（津田健児）　お答えします。

正副議長案は、正副議長以外の人には決められません。

これは正副議長が政治生命をかけて出した案でございますので、それを尊重したいというふうに思っております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚）　県民の方も書いてありますけれども、一部の会派だけで集まって、こういう決着点、いろんな思惑がある中で決着点を見いだした。

我々は、蚊帳の外で排除されて、言ってみたら、伊賀市民も切り捨てられているというふうに思いますけれども、そういうふうな決着点がプロセスとして問題だと思うんですが。

〔43番 津田健児議員登壇〕

○43番（津田健児）　全員協議会の中でも多分お話をさせていただいたと思いますけれども、我々が公式の場で、正副議長に我々の思いを伝えたのは1回でございます、ヒアリングの場でございます。これは稲森議員の会派を含めて、全て公平に意見を議長のほうで酌み取っていただきました。その後、正副議長案の作成に当たっての過程で、私だけだとか自由民主党県議団だとか、新政みえだけだとか、そういう聞き取りを行ったとかそういう場を設けたことは一切ありません。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚）　何かそんな答弁していいのかなというふうに思います。

ちょっと先に、もう一つ伺いますけれども、パブリックコメントに二つある中で、一つ御紹介しますけれども、県の南部地域の中でも多気郡において

は、働く場として液晶工場をはじめとする企業の進出、また新たな企業の進出を促進する工業ゾーンを誘致するなど雇用の場が設けられています。これらの地域と、尾鷲、熊野地域などいわゆる東紀州地域と同列に並べて議論することには無理があります。この地域を雇用の場の確保が困難というゾーニングにするのであれば、伊賀市においても名阪沿いをはじめとする工業地帯が目立ちますが、大半が中山間地域を擁する地域であり、地理的条件としては同様の条件であると思います。

伊賀市より1票の格差が大きく、かつ諸条件が、それほど条件が変わらない地域の定数を減少させずに伊賀市の定数を優先して削減することは、県議会における一部勢力の意見を重視しているだけであり、現状との乖離がありますので、このような正副議長案には反対しますという意見がありますが、そのことについてどう答えますか。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） 稲森議員のほうから議案聴取会のときにも、そのような御質問もいただいておりますが、そのときにも御答弁させていただきましたけれども、我々提案者としては、伊賀市の選挙区とそれから多気郡の選挙区を比較してどうこうとか、そういう考え方には立っていないということを改めて、また申し上げたいというふうに思っています。

人口割定数の公職選挙法の下で、定数51人を人口割定数で考えたときに48人にした中で、伊賀は定数2人であるところから考えていますので、伊賀市と例えば尾鷲市とか、あるいは伊賀市と多気郡とか、そういうふうなことで今回の提案をしていないということでございますので、その辺りは、少し考え方のもちろん違いはあるのかも分かりませんが、基本的には、考え方がそういうことだということ御理解いただきたいというふうに思います。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 選挙区及び定数に関する在り方調査会の報告書の中でも、その特別な事情を設けるときは、その人口に即して1票の格差という観点を

基本にしながら、抑制的に、特別な事情がある場合に限って、必要性や合理性を丁寧に県民に説明することというふうにはっきり明記をされていますが、その説明が全く議長においてもされなかった、提案者の皆さんからもされなかったというふうに思っていますが、具体的にその多気郡においては、繰り返しになるかもしれませんけれども、わざわざ特例を設けて、県議員1人を増やして加配するという合理的な理由が見いだせない。先ほど指標は特に確認していないというようなことも、議案聴取会の中でお話しになりましたけれども、こういう在り方調査会も、しっかり合理性や必要性を丁寧に説明せよと言っている以上は、合理的な指標やデータや十分な根拠を持って、もっと説明をするべきだというふうに思うんですが、いかがです。

〔43番 津田健児議員登壇〕

○43番（津田健児） 何度も御説明させていただいていますけれども。

全員協議会のとときの議長の説明にもありましたように、必要性だとか、きちっと丁寧に説明しているものだと私は思っていますし、これからも委員会等を含めて、丁寧な慎重な説明をさせていただきたいと思います。

何度も申し上げますけれども、議員の数を配置するのにも、我々は頼る、何回も言いますが、その公職選挙法の15条の8項しかない、よところはそこしかない。そこには、人口比例をもって議員を輩出すると、ただし特別な事情があった場合は加配をする、或いは減らしていくということでございます。それで、多気町の工場誘致の話もされておられましたけれども、まさしくそう、確かにそうです、多気町の場合はそうです。

ただし、大台町については、何回も言いますが、みえ県民カビジョンにも書かれてありますように、県政が深く関わってやっていかなければならない地域でございますので、そういう意味で、特別な事情を適用して1人加配をしたということでございます。

御理解のほど、よろしく申し上げます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） そんなに思い入れのある地域であれば、もう少し具体的

にデータや指標や、さっき過疎地域かどうか分からない、全員分からないというような感じだったじゃないですか。やっぱりそこは丁寧に、調査会の報告書を全く軽視していると思いますが、いかがですか。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） 議案聴取会のときに申し上げましたけれども、我々提案者としては総合的に考えています。ですので、多気町がどうか、伊賀市だけどうか、そういう考え方はいたしておりません。そんな中で、例えば私も新政みえの議員として、私どもの会派の中には、多気郡選出の議員もいます。会派の中でもいろんな議論、もちろんしております。そういった、それぞれがそれぞれの地域を代表して選出されて、この50名がここにいるわけですので、そういう議員で議論して、この選挙区を決めて、定数を決めていくということですので、我々がそれを1個知らないからどうか、そういうものではないというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） さっき山本里香議員、まさにおっしゃいましたけれども、その時々はその会派の勢力図に応じて場当たりの定数の決定を行うから、三重県議会が信頼を損ない続けているんだというふうに思います。こういう愛する伊賀市の切捨てに強く反対をして、議案質疑を終えさせていただきたいと思います。全くお答えいただけなかったということ、非常に残念に思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 36番 今井智広議員。

〔36番 今井智広議員登壇・拍手〕

○36番（今井智広） 議長のお許しをいただきましたので、私も議提議案第5号に関する質疑をさせていただきたいと思います。

通告のほうでは、議案提出と今後の丁寧な議論についてということを出させていただきましたが、先ほど、議案聴取会でも一部、既にもう聞かせていただいておりますので、その部分は省かせていただいて議論させてもらいたいと思います。

まず最初に、私もこのパブリックコメントをいただきました。2週間という本当に短い期間、また唐突なパブコメであったので、どれだけの県民の方に、このパブコメをやっていることが届いたかなというのは、パブコメの意見にもありましたけれども、本当に届き切ったかどうかというのは、私自身、少し心配に思っております。

ただ、その中でいただいたパブコメで特に心に残ったのは、なぜ今なのか、コロナ禍で大変な現状を一番に考えてほしいとか、市町の意見を聞く場を設けていただくことを強く要望するとか、地域の実情に応じた議論も尽くされていない、そういったパブコメをいただいたこの辺りがすごく記憶に残っております、気になっております。

それで、なぜ今なのかということで、正副議長のほうでたたき台として出させていただいて、それで代表者会議のほうではまとまらなかったと、4月28日にこの議提議案提出の意向を表明されて、本日、議提議案提出という形になったんですけれども、この間、本当にどれだけ、一旦正副議長案を出させていただいて、パブコメを提出者の方も皆さん見ていただいて、いろんな御意見をいただいて、その上で、そのパブコメをどのように感じながら今回の提出に至ったのかということをお聞かせしてもらいたいと思います。パブコメに対する提出者の方の思いといいますか、そういったことを、まず最初に聞かせていただきたいと思います。

〔43番 津田健児議員登壇〕

○43番（津田健児） 今井議員が言われるように、なぜ今なのかだとか、まだ議論が尽くされていないのではないかなという声がたくさんあることも承知しておりますし、ただ一方で、先ほども言いましたように、なぜまだ議論するのか、早く決めないといけないんじゃないかと、早く政治決断をしなければならないのかという声もたくさんございます。先ほど、稲垣議員が、どれだけ何時間議論を尽くせばいいんだと、基準はそれぞれの考え方があろうかと思っておりますけれども、平成12年から、我々はこの51人にするのか45人にするのかという選挙区の議論、ずーっと延々に続けてまいりました。

特別委員会も2度やり、常任委員会も1度やりました。我々の中で決められなかったから、第三者の意見を聞くべきだということで、前田議長のとくに設置することを決め、また中嶋議長の下で設置し、今回10月に日沖議長の下で答申をいただいたというふうに思っています。

まだまだ議論は尽くされていないかという議論も分かりますけれども、我々の中では、きちっと答申をいただいて、いろんな思いで議長が正副議長案を出していただいて、それを尊重しながら、今回、提案に至ったわけでございますけれども、丁寧な議論、丁寧な説明をさせていただいた、これでもつもりでございます。これからもさせていただきたいというふうに思っています。

また、パブリックコメントのいろんな様々な意見ということを開いてでございますけれども、いろんな様々な意見、これもあるのは承知しております。また前回、全員協議会のところで、野村議員が、前回45人のときは鳥羽市から194件の反対があったけれども、今回はゼロだったという話も聞いています。その逆もある。その逆もあろうかと思えますけれども、全ての声にお応えすることはできなかったわけでございますけれども、多くの議員の方々の賛同が得られるだろうこの案に、我々は賛同して提案をさせていただいた次第でございます。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） ありがとうございます。答弁をもらいました。

なぜ今なのか、なぜまだなのかという言葉在先ほども議案聴取会でも言われましたけれども、この県民の方の言うなぜまだなのかは、僕、内容やと思うんですね。議会でどのように議論をされて、どのような定数並びに選挙区の案で決まるのかというその中身のところが大事であって、ただ単に早くしたらいいというそういった問題ではないというふうに私は思っておりますので、そのことは、ちょっと申し添えておきたいとそうように思っております。

いずれにしても、やはり我々、先ほどもありましたけれども、県民の代表としての議員だという提案者からのお声もありましたけれども、それだけに、

しっかりと地域住民の皆さんの声を聞きながら、丁寧にそして時間はかかったけどこんないいものができたよねというものも必要なんじゃないかなと、そのように思っております。

二つ目、行きます。

逆転現象についてであります。

先ほど、稲垣議員のほうから解消されたわけではありませんと、そのようなお話がありました。

解消されるどころか、今回、逆転現象、増えておるんですね。1人区の部分に関しては、5あったものが、三つに2減したと。ただし、東紀州選挙区と言われる合区をしたことによって、四つ、逆転現象が増えておると。だから、今までの制度で5であったものが7になっておるといふ形であります。

新政みえ並びに自由民主党県議団のこの会派への聞き取りのときのやつを見ても、逆転現象については解消すべきであるというふうに書いていただいております。

当然、選挙区及び定数に関する在り方調査会の皆さんのほうでも、特にこの46ページのところ、特別の事情を加味した結果として、ある選挙区が別の選挙区と比較して、有権者数は多いのに、議員定数が少なくなるいわゆる逆転現象が見られることがある。しかし、投票価値の平等という観点から逆転現象は解消すべきであると、そのように書いていただいております。

新政みえは、亀山市選挙区の定数を1人増やして、自由民主党県議団は増やしたらあかん。そういったことで先ほど来、その違いを乗り越えて、今回のこの議案を出してもらったと思うんですけども、ここの部分に関して、逆転現象、増えておるんですね。これは、提出者の中でどのように議論をしていただいて、この増えるのは仕方ない。先ほどの議案聴取会でもありましたけど、検討会の皆さんからいただいた報告書、最大限尊重すると言われておりましたが、そこで解消すべきであると、ここだけは言い切られておるわけです。その部分に関してどのように感じられて、今回、この案を提出してきたのか、ぜひ教えてもらいたいと思います。

[27番 稲垣昭義議員登壇]

○27番（稲垣昭義） 今井議員御指摘のとおり、先ほど私も御答弁させていただきましたけれども、この逆転現象については、全てこの報告書に記載いただいているとおり、解消できたわけではないとそのように思っております。

ただ、1人区の逆転現象は、今も御指摘をいただいたように、五つあったのが三つということで減ったと。ただ一方で、2人区と3人区の逆転現象が生まれたというようなことがございます。

今、今井議員、この報告書の右46ページを読んでいただきましたけれども49ページのところ見ていただきますと、逆転現象のところ、逆転現象については解消することということではっきり書かれております。

その下に、米印がありまして、特に定数1人の選挙区と定数2人の選挙区の人口は逆転することは、それだけで2倍以上の格差が生じることから避けることというふうにございます。ですので、ここにただし書というか、特にやっぱり1人区と2人区というのは2倍以上が開くということで、ここが問題なんだという指摘もされているところで、今回、五つある1人区と2人区の逆転現象を全て解消することはできませんでしたが、三つ残ったということですが、それについては、亀山市選挙区の定数1をどうしていくかという議論が熟していないということで、今回このように判断をさせていただきましたが、この報告書を最大限尊重して、少しでも解消できるように努力させていただいた、そういうことが正副議長のほうからもお示しいただいたというふうに私は理解をしておりますので、我々提案者としても、この案を提案させていただいたところでございます。

[36番 今井智広議員登壇]

○36番（今井智広） 今、稲垣議員のほうから答弁をもらいました。

49ページのところには、確かに1人区、2人区のこと書いてありますけれども、46ページのところの、僕は大事なところは、投票価値の平等という観点からという言葉だと思うんです。それが、2人区と3人区やったら、逆転現象、いいんですよとは決して言っておるわけではないんです。ですので、

この案を通すためにはそう言わざるを得ないのかなど、そのように思いますけれども、やはり、この逆転現象が増えたという部分に関しましては、せっかく1年、真剣に議論をしていただいて、提出いただいた報告書を最大限に尊重すると言いながら、結果としては、できていないのではないかと、そのように思っておりますので、ここは問題があるなというふうに思っております。

もう時間がないので、最後に、今後の丁寧な議論というところで、これから、これまで代表者会議、また全員協議会、そして今日、議案聴取会とさせてもらってまいりました。これからいよいよ総務地域連携デジタル社会推進常任委員会のほうに移っていくだとそのように思っております。そこで、やはりもうずっと代表者会議等でも、稲垣議員も丁寧な議論が大事であるということを書いていただきました。

常任委員会に何を求められますか、丁寧な議論、どのような丁寧な議論を、この後しっかりとやってもらいたいと思いますが、お答えください。

〔27番 稲垣昭義議員登壇〕

○27番（稲垣昭義） 今回の議提議案の提出者として、常任委員会のほうでしっかりと議論いただいて、そして、できるだけ多くの方に賛同いただきたいということを求めていきたいというふうに思っております。

そういう意味では、しっかりと、我々としても提案者として、我々の思いは説明をさせていただきたいと思います。

ただ一方で、これも議案聴取会するときにも何度も出ておりましたけれども、50人いれば50とおりの考え方があるということも事実でございまして、その辺りについては合意形成の努力を図るものの、考え方の違いという部分は当然あるんだろうというふうに思っています。できればそれを超えて、多くの方に御賛同いただけるようお願いしていきたいと、そのように思っております。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 考え方、いろいろ違いはあるんだと、それはもう重々分

かっておりますけれども、やはりいろいろパブリックコメントでいただいた、最初にも紹介させてもらいましたけれども、しっかりと議論をしてもらいたいという御意見も多くいただいているところであります。

常任委員会でも、また提案者としていろいろと質疑を受けてもらうことになるんだと思いますけれども、議会基本条例を提案説明のところに持ち出されておりましたけれども、この18条では、議会は県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。第2項では、政策立案及び政策提言の過程において、参考人公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとするということがありますので、私も総務地域連携デジタル社会推進常任委員会にこれもこの後付託されて、今日も開催されるんだと思いますけれども、議会基本条例にのっとなって、しっかりと県民の皆様方にも、我々議員だけじゃなくて、三重県民の皆様方にとりましても、また議会制民主主義の根幹に関わることであるということからも、丁寧に総務地域連携デジタル社会推進常任委員会で議論をしてもらいたいと、そのように思っております。

その意味では、野村委員長、平畑副委員長には、大変な大任を担っていただくわけでありますけれども、より多くの県民の方に、議会の中での多数決だけではなくて、三重県議会がしっかりと議論をしながら、この定数の問題、また選挙区の問題を考えておるということを御理解いただいて、少しでも信頼を高められるように、常任委員会等で議論していただくことを期待いたしまして、質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で議案第86号並びに議提議案第5号に関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（日沖正信） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案

第86号並びに議提議案第5号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託し、議案第86号は、会議規則第36条第1項の規定により、5月10日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会

議案番号	件 名
議提5	三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
86	令和3年度三重県一般会計補正予算（第1号）

○議長（日沖正信） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明8日から10日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明8日から10日までは休会とすることに決定いたしました。

5月11日は定刻より会議を開きます。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。
午後6時14分散会